

平成23年第4回邑南町議会定例会(第4日)会議録

1. 招集月日 平成23年 5月25日 告示
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 平成23年 6月10日(金) 午前9時30分
 散会 午前10時49分

4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大屋光宏	2番	宮田秀行	3番	中村昌史	5番	日野原利郎
6番	清水優文	7番	辰田直久	8番	亀山和巳	9番	日高 學
10番	石橋純二	11番	高本勝藏	12番	山中康樹	13番	三上 徹
14番	長谷川敏郎	15番	日高勝明	16番	松本 正		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大屋光宏	2番	宮田秀行	3番	中村昌史	5番	日野原利郎
6番	清水優文	7番	辰田直久	8番	亀山和巳	9番	日高 學
10番	石橋純二	11番	高本勝藏	12番	山中康樹	13番	三上 徹
14番	長谷川敏郎	15番	日高勝明	16番	松本 正		

7. 欠席議員 なし

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋良治	副町長	桑野 修	総務課長	藤間 修
定住促進課長	原 修	企画財政課長	沖 幹雄	情報推進課長	小林雅博
町民課長	服部 導士	税務課長	三上俊二	福祉課長	三上洋司
農林振興課長	坂本敬三	商工観光課長	東 義正	建設課長	田中節也
水道課長	上田英至	保健課長	日高 誠	会計管理者	安原賢二
瑞穂支所課長補佐	田中知福	羽須美支所長	福田誠治	教育委員長	河野義則
教育長	土居達也	学校教育課長	細貝芳弘	生涯学習課長	森岡弘典

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋原 進 事務局係長 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
10番	石橋純二	11番	高本勝藏

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成23年第4回邑南町議会定例会議事日程(第4日)

平成23年6月10日(金) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第65号 邑南町税条例の一部改正について

議案第66号 邑南町スクールバス条例の一部改正について

議案第67号 邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第68号 邑南町ふれあい体験農園条例の一部改正について

議案第69号 邑南町堆肥処理施設条例の一部改正について

議案第70号 邑南町日本一の子育て村推進基金条例の制定について

議案第71号 島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案第72号 島根県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案第73号 島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案第74号 島根県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案第75号 平成23年度邑南町一般会計補正予算第1号について

議案第76号 平成23年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について

議案第77号 平成23年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号について

議案第78号 平成23年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第79号 平成23年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第80号 平成23年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について

平成23年第4回邑南町議会定例会(第4日)会議録

平成23年6月10日(金)

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(松本正) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から平成23年第4回邑南町議会定例会、第4日目の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(松本正) 日程第1会議録署名議員の指名をいたします。10番石橋議員、11番高本議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 議案の質疑

●**議長(松本正)** 日程第2議案の質疑。これより議案第65号から議案第80号までの質疑を行います。初めに、議案第65号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** はい、無いようですので、議案第65号の質疑を終わります。続きまして、議案第66号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** はい、無いようですので、議案第66号の質疑を終わります。続きまして、議案第67号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、議案第67号の質疑を終わります。続きまして、議案第68号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** はい、無いようですので、議案第68号の質疑を終わります。続きまして、議案第69号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●**日野原議員(日野原利郎)** 5番。

●**議長(松本正)** はい、5番。

●**日野原議員(日野原利郎)** この堆肥化処理施設条例の一部改正につきましては、本条に、この定められておる、この3施設につきましては、いずれも前回3月の定例議会において指定管理の更新がこう承認をされたものです、まあ、その承認をするうえで議会の議員の中でもいろいろ意見が拮抗して賛否両論拮抗した中で承認をされたものです。それについて今回、まあ、あのう、当時の意見の中でも直営でしたら良いじゃあないかというような意見もあったわけですが、今回その3月に5年間という再契約がなされたものについて今回、またこうして指定管理ができ、直営で管理ができるという方向で一部改正がされるわけで、されるわけですが、今回どうしてこう急いでやられたのかお伺いをします。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(松本正)** はい、農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 3月に堆肥化施設の指定管理に関する議案を提出さしていただいております。で、可決をいただいておりますが、それまでの検討段階で施設は平成11年当時3か所とも、まあ、特定の利用者を想定して建設がなされております。それから2つ目に管理主体を関係農家として当時補助申請が行われておりますということから、まあ、引き続き指定管理によるやり方をお願いしたいということで3月に、まあ、提案をしたわけでありまして。まあ、しかしながら今、議員さんおっしゃいましたように、まあ、いろいろ賛否両論出てまいりました。で、その議論を踏まえて、不測の事態でありますとか、あるいは想定外の事態が今後、まあ、発生することも予測をされますのでそれに備えて直営管理ができるようにしておく必要があるというふうには今回は判断をいたしまして提出をしております。で、何もなければ、おっしゃいましたように5年間は条例を作っても、このまま指定管理が続くわけでありまして、そのいつ何どき想定外のことが発生して指定管理を打ち切るといふようなことがあるかも知れませんので、それに備えて今回条例改正をしたいということでございます。

●**日野原議員(日野原利郎)** 5番。

●**議長(松本正)** はい、5番議員。

●**日野原議員(日野原利郎)** あのう、まあ、あのう、これ条例上のことなんで、文言のことで、まあ、あのう、いずれかどちらでもできるということなんで、特にこれに対してどうのこうのと言うつもりはないんですが、私も前回の定例会で賛成をした立場から、この処理場建設については、この事業目的あるいは、この利用目的、まあ、いろいろ勘案して、これは、あのう、直接関係する事業者が自己責任で管理をし、処理する方、ことが望ましいと言う観点から、あのう、賛成をしたものです。まあ、ふと新聞を見たりしまして、この案が出るということは、人の、3月の時点で町の方でも直営でしたが良いのかなというような考え方があったのかなというような感じがしたんで今回、あのう、お聞きしたんですが、まあ、もうそれともう一つ、万一不測の事態が生じて直営で管理をしなければならぬという事態に至ったときに町として、まあ、この一連の作業の流れと言いますか、いつ、だれが、どういった形でやって行くのかというようなこと想定をされておられますでしょうか。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(松本正)** はい、5番議員。失礼、農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 事務的なことと、それから現場での作業のことの、まあ、2種類が考えられます。で、事務的なことは指定管理をすれば指定管理者が使用許可の権限あるいは使用に関する制限でありますとか取り消しでありますとかそういう権限を持つわけではありますが、直営にすることによって、そういう権限が町長の方に移ってまいります。で、これは、あのう、事務的には非常に大きな部分でございます。それから現場の作業としては、あのう、固液分離したものをそれぞれの、まあ、豚舎なり牛舎から、その町の施設へ搬入をしていただく、基本的にはそこまでが、あのう、使、使用者の役割であります。で、それ以降一次処理をして基幹処理場に搬入するという部分については町の方で直営管理をしていくというふうに現在考えております。

●**日野原議員(日野原利郎)** はい。

●**議長(松本正)** はい、5番。

●**日野原議員(日野原利郎)** まあ、あのう、あくまでも先ほど言いましたように、私はいわゆる自分ところで出した産業廃棄、廃棄物については自分で処理をしてやっていくという形の方が一番良い、あのう、良い形であろうというように思います。今直営でせなければならなくなったという場合、非常にそのへん、町が果たしてどこまでその一次処理をするにしてもにしても大変な作業であろうし、負担も掛かるでしょうし、大変なことだなあというように思います。あのう、まあ、あのう、昨年も町の方でいろいろ今後、町内のその畜産廃棄物の処理について、いろいろ検討をしておることでしたので、まあ、今後そういったことも含めて、しっかり検討をして実際にどういう形で町内で出てくるそういった畜産廃棄物の処理をやっていくのか、まあ、そのへんのこともしっかり検討したうえで進めていっていただきたいと思います。以上です。

●**議長(松本正)** よろしいですか。はい、ほかにはございませんか。

●**山中議員(山中康樹)** 12番。

●**議長(松本正)** 12番議員、どうぞ。

●**山中議員(山中康樹)** あのう、私今度の条例の原稿というものが手元にありませんので、あのう、少し分かりませんが第6条の第4項、その他公用又は管理上の都合により町長が必要と認めるというのが第6条の第4項、4項と言いましょか4番目にありまして、そして2番として前項の処分により生じた損害は町長は、その責めを負わないという文面がが、このたびの改正でたと、あのう、原稿はありませんが、あると思います。ええっということ、まず町長が必要とひと、必要として

認めながら、そしてその2では町長はその責めを負うわないという言葉に対しての整合性というのが、どういうことを、あのう、想定をされてこの文面が入れられたかというところの整合性という面、もんに対して、あれっと思いましたので答弁をお願いいたします。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(松本正)** はい、農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 第6条の第1項につきましては、次の各項のいずれかに該当する場合は町長は使用許可を取り消す、あるいは制限する、あるいは停止することができるようになっております。内容的には使用目的を変更したとき、あるいは条例の規定に違反したときほか、まあ、載っておるわけですが、そういう理由で使用者に対して使用を、まあ、中止したとします。そうするとその施設は、その使用者は使えなくなりますので自分で新たな施設を作るとか別な何かの手段を考えなければなりません。当然そこには、まあ、新たな費用が発生する可能性は十分あります。しかしその費、費用等について町長は責任を負いませんよと、ご自分の責任でおやりくださいという意味でございます。

●**山中議員(山中康樹)** 12番。

●**議長(松本正)** はい、12番議員。

●**山中議員(山中康樹)** あのう、ということはその町長が必要と認めるという、あのう、文言ですが、まあ、これは、どの文面にも出ておりますあねえ、一般的に要綱では。それはその施設の中で、まあ、施設を運営していくうちに、その管理者が、まあ、これが必要だというようなことで町長に、あのう、まあ、その施設内に関係するもの、外に関係するものを管理者として、あのう、許可の願いを出したと、それを町長が必要と認めましたと、ということは町長が必要として、必要として認めのに、今度はそこで何があっても下の文言では町長がその責めを負わないというのは、町長が認めながら今度は私は責任がないですよという文言にとれるわけですよ。そこらがどういう事例を想定をされているのかなということでございます。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(松本正)** はい、農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 町長は使用の許可を認めるわけありますが、あのう、許可のときに条件等を付けるように、まあ、なっております。例えばその条件に違反をしたとかいうことがあれば使用の制限、停止、取り消しいうふうな権限を持っております。そういう場合に相手方に、使用者側に新たな経費が発生することが予想するわけですが、それは町長は責任は持ちませんと、こういうことでございます。

●**桑野副町長(桑野修)** 番外。

●**議長(松本正)** はい、副町長。

●**桑野副町長(桑野修)** 今ごし、ただいまご質問の第6条の第1項4号のことでありますけれども町長が必要と認めるときというのは、この使用のことで認めるときとじゃあ、ということではなくて1項の前、書いてありますように、使用を制限し、又は使用を停止することができるということを町長が認める、た場合ということです。認めることができるということでもありますので、あのう、使用についての認めたものという、解釈では少し意味が違うというふうに認識しておます。停止することについて、制限することについて町長が認めるということですのでご理解いただきたいと思えます。

●**議長(松本正)** よろしいですか。はい、ほかにはございませんでしょうか。

- 大屋議員(大屋光宏) 1番。
- 議長(松本正) はい、1番議員。
- 大屋議員(大屋光宏) ええっと、あのう、施設の使用と管理の考え方についてなんです、あのう、先ほど課長が答弁されたとおり使用者というのは畜産農家が堆肥を持ち込むだけ。管理者がそれを処理して、まあ、堆肥化する。まあ、その施設を使って、機械を使って処理するっていう理解をしていましたが、ええっと、改正後の案の条例を読みますと第4条で施設及び付帯設備を使用する者、括弧、以下使用者っていう、書いてあります。あのう、堆肥を持ち込む人が持ち込むだけじゃあなくて、そこでその施設を使って堆肥まで作るっていうことが使用、管理は許可を出すだけという解釈ができるんじゃないかと思えます。で、その解釈をしてずうっと読んでいくと、第7条の使用者の注意義務、使用者は、あのう、持ち込むだけであれば必要無いと思うんですけど、施設及び付帯施設を注意をもって、ええっと、注意をもって使用しなければならない。で、第8条使用権の譲渡、その施設を使う権利を人に貸しちゃあいけないという意味なんだと思えます。で、第12条で、ええと特別の設備をしようとするものは予め町長に許可を受けなければいけない。で、13条で現状回復義務。で、14条で、まあ、施設を壊したときは損害賠償しなきゃいけない。で、15条で立ち入り検査ってあるように、特にここの分はその持ち込むだけであれば、あって町なり、町が常に管理、直営で管理しとれば立ち入り検査っていう項目も必要ないと思うんですが、まあ、使用者が自由にその場を使ってる、使っても良いよ、それを管理しますという解釈になると思うんです。あのう、使用者の範囲と管理者の管理する範囲が説明というか、あのう、思われていることと文書、文面が違うと思うんですが、その点ちょっと説明をお願いします。
- 坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。
- 議長(松本正) はい、農林振興課長。
- 坂本農林振興課長(坂本敬三) 15条の立ち入り検査につきましては、あのう、建屋だけではなくて付帯設備がございます。で、その付帯設備の中には、その建屋の中にあるものだけではなくて畜産農家の施設の中に、所有している施設の中にあるものもございますので、その場合はその畜産農家へ立ち入る必要が生じますので、そういう第15条のようなものを設けております。
- 大屋議員(大屋光宏) 1番。
- 議長(松本正) はい、1番議員。
- 大屋議員(大屋光宏) あのう、第15条の意味は分かったんですけど、あのう、じゃあ、あのう、第4条の使用者の定義から含めて、その、まあ、解釈がどのような解、どちらの解釈もできるのじゃないのかなと思うんですが、その私の解釈がそういう解釈はできないっていうことなのか。ちょっと、曖昧な部分があるのか。その部分を説明してください。
- 坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。
- 議長(松本正) はい農林振興課長。
- 坂本農林振興課長(坂本敬三) ええと、先ほど、あのう、利、使用者の方は、まあ、搬入する。その後は指定、あのう、管理者の方で管理ということでありますが、例えば搬入をして、ただスイッチを押すだけで済むというふうな、あのう、行為であれば場合によっては、あのう、お願いすることもありうると思います。で、そういうことは想定しております。で、例えば、まあ、一つの例でありますけれども、あのう、まあ、元気館などを使用するときに、まあ、バレーをしますと、体育館で、と恐らくそのポールを立てたりネットを張ったりするのは、これは使用者が行います。ところが講演会をやりたいから、その稼働の椅子を出してほしいというときには恐らく、これは素人で

はできませんので職員が、その講演会ができるまでの寸前までの準備を恐らくやるんだと思います。マイクの世話から何からですね。で、そこはでも、あのう、規定はしてないわけですので、やっぱり臨機応変に、あのう、部分がやはりあるんだと思います。

●大屋議員(大屋光宏) 1番。

●議長(松本正) はい、1番議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、本来、条例はきっちと書くべきだと思います。あのう、臨機応、応変、あのう、特に最初説明があったとおり特定の方が持ち込まれて、あのう、処理の手順も分かってることであれば、きちんと書いて誰が読んでも持ち込む人がどこまでやる、管理する人がどこまでやる。分かるように書くべきだと思います。で、あのう、いろんなことを想定して曖昧に書くと解釈が間違ってくるんだと思います。ほいで最後一つだけ確認をしたいんですが、あのう、指定管理については、そう、指定管理者と契約を結んで指定管理、これを、これを管理してくださいってということで、ええっと、示されたと思い、思います。で、その文書は私たちには無いので分かりませんが、その示されている内容と、この条例はきちと整合が取れているということで解釈して良いですか。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) はい、農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 指定管理につきましては第17条以降にそのことが書いてありますが、あのう、そのことと現在交わしております契約は一致をしております。

●議長(松本正) その他、ほかにございませんか。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) はい、8番議員。

●亀山議員(亀山和巳) この条例にもありますように施設及び附帯施設を使用するものというように、あのう、中では規定してありますが、これは委員会ของときにも、あのう、要望しておきましたが、これは建物だけではなく、中の機械設備、それから先ほどの課長の答弁の中でありました農家の方に置いてある設備もあると今答弁でありましたが、そういった附帯設備についての一覧なり、その財産目録いうのは、そういったものの整備はできておりますでしょうか。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) はい、農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) これは、あのう、委員会ของときにも皆さんで協議いただいたわけがありますが、これにつきましては規則の方で整備するというので現在その作業を行っております。で、それぞれ基幹処理場、茅場処理場、日和処理場3か所ございしますが、それぞれごとにリストは既にできております。

●亀山議員(亀山和巳) 8番。

●議長(松本正) はい、8番。

●亀山議員(亀山和巳) それができる、完成する時期と、それを私たちに提示してもらう時期を教えてください。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) はい、農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) この条例は7月1日から施行したいというふうに考えておりますので、まあ、施行と同時に規則も整備しておく必要がありますので今月中には、あのう、整備したう

えで公告をしたいというふうに思います。

●議長(松本正) よろしいですか。

●亀山議員(亀山和巳) はい。

●議長(松本正) はい、ほかには、ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(松本正) はい、無いようですので、議案第69号の質疑を終わります。続きまして、議案第70号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●山中議員(山中康樹) 12番。

●議長(松本正) 12番。

●山中議員(山中康樹) 日本、日本一の子育て村ということに対しまして、この前の説明では5千万の5年間の、あのう、2億5千万と、そして寄付金の50万ということ、あのう、説明を、あのう、受けました。まずこの日本一の子育て村ということで、私も賛成はしとりますが、まず町長がこの日本一の子育て村ということ、これを本町の町長の、あのう、町の柱として、あのう、考えて、まあ、おられることは分かりますが、まあ、どの程度、要するに町長がこの日本一の子育て村ということが、今までの、あのう、合併後の総合振の中から、まあ、いろいろな、あのう、建設計画なり、あのう、出されておまして、そして、もろもろ、あのう、財政事情には変わってきておりますが、この300万、これは、まあ、全額そのものではございませんがこのたび予算が出されながらそしてそれを町外、町内の目立つところに、まあ、柱として立てるということは、これが、あのう、本町、町長の思う、まずまちづくりのこの第一、一歩と言おうか、大きな柱に、まあ、されるという思いだと思いますが、この基金条例を作られます、このまず思いと言いましょうか、それを、あのう、町長の方にお尋ねしたいわけですが、基金条例を作る思いです。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(松本正) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) これは、まあ、ご案内のように、あのう、この5年間は過疎債を使って有効にやろうと言うことでございますが、こうした構想については5年で終わるようでは何もならんわけであり、ございまして、やはり10年というスパンで私どもは計画を持ってるわけであり、で、やっぱり残り5年をしっかりと財政的な裏付けをとらなきゃあ町民の説明責任を果たせない、あるいは打って出ることができないということでもありますので、そういう意味で後の5年間はしっかりと基金を作って、そしてこの10年間の計画に対応して行こうと、まあ、こういう思いで基金条例を提案さしてもらったということでございます。

●山中議員(山中康樹) 12番。

●議長(松本正) はい、12番。

●山中議員(山中康樹) この日本一の子育て村を、あのう、邑南町のメインとして考えたいということで、まあ、基金条例を、あのう、このたび出されるということでございますが、となりますと委員会でも申しあげましたように、この今の基金条例の使途というものは主に2本柱であります保育料、医療費という子どもに関係をしとりますが、もろもろのこの子育て定住に関しましてはいろいろな、あのう、ことも今もあります、今後も保健、福祉課から出てまいります。となりますと、ほんとこの5年間の2億5千万プラス、まあ、50万。これで良いのか、この安定的な基金であるのかというような中で私は第2条の方には当年度予算に定める額とするということが謳ってありますが、やはりこれを安定的な基金にやはり、あのう、する方が町民の皆さんもやはり安心するとい

うような中で、ふるさと納税の寄付金とか、また広島にあります本町の土地の借地料、こういう安定的に入ってくるものを毎年こういうところに積み立てていくというような、あのう、考え方をすべきではないかと思いますが、それに対してはどのようなお考えでございましょうか。

●**石橋町長(石橋良治)** はい、議長。

●**議長(松本正)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** まあ、例えばその旧瑞穂町時代からある、その土地の使い方について今は子どもの教育に使ってるとしています。で、これもやはり子育て推進の中の大きな教育の柱だというふうに思っておりますので、それはそれで一つの使い方かなあとこういうふうに思いますし、まあ、あのう、ふるさと納税も、まあ、今500万ぐらいですかありますけれども、まあ、それはそれでやはり納税いただいた方々の思いというものをもう少し集約しながらどういう使い方をつけていうことは、まあ、いまから検討して行かなきゃならないと思います。まあ、あのう、今回の5千万毎年というのは、やはり一番の目玉である保育料の軽減あるいは医療費の軽減、これがやっぱり何といても他の町村には無い、やっぱり目玉でございまして、このやはり一つのこうした目玉の施策をどうしても引き続きして行きたい。それがこの子育て村構想の大きな推進力になる政策だというふうに思っておりますので、まずはこういった形での安定的な財源確保、継続性。こういう意味からまずはやって行きたいなど、まあ、こういうふうに思っております。

●**議長(松本正)** よろしいですか。

●**山中議員(山中康樹)** はい、議長。

●**議長(松本正)** 12番。

●**山中議員(山中康樹)** 私は、あのう、本町、まあ、町長の考えとして日本一の子育て村ということは定住から、あのう、諸々、まあ、全部に関係すると、その中でこのたび特に、あのう、看板を3か所作りながら、そこまで力を入れるということになりますと、やはり安定的に、あのう、町民、また町外の皆さんからの、あのう、思いという、そういう寄付金そういうものの用途をはっきりとこういうところにやはり、あのう、基金として積み立てるといようなことを、あのう、すべきだというように、あのう、提言をいたしまして以上でございます。

●**議長(松本正)** はい、他にはございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** はい、無いようですので、議案第70号の質疑を終わります。続きまして、議案第71号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、議案第71号の質疑を終わります。続きまして、議案第72号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、議案第72号の質疑を終わります。続きまして、議案第73号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、議案第73号の質疑を終わります。続きまして、議案第74号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、議案第74号の質疑を終わります。続きまして、議案第75号

に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ頁数を示し、行っていただきますのでよろしくお願いいたします。質疑はありませんか。

●中村議員(中村昌史) 3番。

●議長(松本正) 3番。

●中村議員(中村昌史) 説明書の7ページ総務費の総務管理費の中の企画費、工事請負費300万円でございますが、説明では先ほどもちょっと話が出ておりましたが、日本一の子育て村をPRするための看板を町内3か所に設置するんだということでございましたが、あのう、この看板を設置される目的と言いますか、どなた、例えば町民の皆さんに対して日本一の子育て村をめざすということをしてPRしようとするのか、あるいは町外から来られた方に対してPRしようとするのか、そのへんをお知らせください。

●原定住促進課長(原修) 番外。

●議長(松本正) はい、定住企画課長、促進課長。

●原定住促進課長(原修) 町内の方へのPRを全く、あのう、拒否するものではありませんが、場所的にまだ決定してはおりませんが町外からの方が邑南町へみえる場合に、の目立つところに、あのう、設置しようという考えではおります。

●中村議員(中村昌史) 3番。

●議長(松本正) はい、3番。

●中村議員(中村昌史) ええっとですね300万、まあ、額が大きい小さいかということは、まあ、それぞれの考えがあるところでしょうが、300万あればですね、町外の方に対してPRすることであれば、もう少し有効な使い方ができるんじゃないかというふうに私は思います。例えばインターネット等へ大々的にPRするとかですね。その方が、あのう、情報として伝わる範囲は数は莫大に増えます。ただ単に看板を立てるというだけで、今ここには工事請負費として載っておりますから、この費目であればホームページの開設であるとかというふうなことには使えないと思いますが、あのう、このPRされるということについてももう少し慎重に考えられるべきではないかと思いますが、そのへんのお考えをお聞かせください。

●原定住促進課長(原修) 番外。

●議長(松本正) はい、定住促進課長。

●原定住促進課長(原修) はい、あのう、PRにつきましては、もちろん看板だけではなく、あのう、あら、おっしゃいましたインターネット利用も想定しておりますし、いろいろな面でのPRを考えております。予算上たまたまこの看板だけの部分が載っておりますが、公用車等における、あのう、シール、ステッカーの配布、の貼り付けとかというような形の、具体的なプランも今想定して考えております。

●中村議員(中村昌史) 3番。

●議長(松本正) はい、3番。

●中村議員(中村昌史) あのう、提案の説明のときにもありましたが、あのう、まあ、バスにステッカーを貼るとかですね、そういうことも考えておるといことでありましたがPRすることも大切かも知れませんが、あのう、町民の方に対してはですね、具体的に、あのう、いろいろな施策をこれから展開をすることによって理解をいただくということの方が重要であろうと思います。あのう、日本一の子育て村っということが、果たして本当に日本一、今の段階で日本一なのかということも

ありますし、日本一の子育て村をめざすということであつたにしてもですね、それをPRを今の段階でPRをするという、まあ、大切なことではあるかとは思いますが、あのう、もう少し有効なお金の使い方というふうなものを考えるべきではないかと思いがいでしょうか。

●**石橋町長(石橋良治)** はい、議長。

●**議長(松本正)** はい、石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** まあ、おっしゃる意味もよく分かりますけども、とにかくこういうふうをめざす、めざそうとこう掲げた以上はありとあらゆる手段を使ってですね町民、町外の方にやっぱりPRして行くことが大事であろうと思います。で、何もこれ、あのう、町長以下職員だけがPRするだけ、だけではなくて、まあ、議員さんも協力いただこうと思いますし、町民1万2千人がですね、やっぱりPRマンになって行けば、随分とこの拡がって行くのではないかなあとと思います。ですから看板を作ったからPRは終わりということではなくて、今課長が言いましたようにいろんな手段を使って今PRをしております。特に町民向けについてはケーブルテレビを通じて定住促進課の業務内容の中でこういうことをやってますよということですねPRしておるわけでありまして。まあ、あのう、我々、発信力というのは今後は大きな大事な点かなと思うとりますので、そういう意味でも、もうこの看板についても是非ご理解を賜りたいなあとというふうに、まあ、思います。

●**議長(松本正)** ほかに、ございませんか。

●**大屋議員(大屋光宏)** 1番。

●**議長(松本正)** はい、10、1番。

●**大屋議員(大屋光宏)** 補正を立てるときの考え方を確認させてください。あのう、今回、農業経営基盤強化資金の借入者に対して、あのう、利子補給金の過払いがあつたってということで、あのう、先般説明がありました。で、これについては、まあ、事務的手続き云々は除いても債務負担行為も継続しているっていう考え方。で、まあ、返還の事務も全て終わってお金も返してもらっている段階。で、そうであれば今までであれば普通はその歳入として返還金分を、あのう、計上されてきたと思うんですけど、今回その既に返還も始まって手続きも全て終了しているものについて、なぜ、あのう、歳入として金額が計上されてないのか。それと、あのう、支出についても当初予算で農業振興費ということで農業振興事業助成金209万7千円が計上してあつたですが、これについてはもう既に、あのう、金額が確定じゃあなくて誤った金額を計上されて、あのう、正しい金額。これは知らされてないですが、あのう、金額はもう異なっているんだと思います。で、そうであれば、あのう、きちっと今の段階で補正をされて正しい金額を載せられるべきだと思うんですが、今回その補正も無いということ。それと、あのう、債務負担行為についてはちょっと取扱いが私も分かりませんが、あのう、将来負担が今の段階で変わったということが分かっているのであれば、限度額の減額補正ができるのであれば減額補正をして将来負担が、こうなる、義務的な負担が予算上こうなりますっていうのを示すべきだと思いますし、できないのであれば、あのう、一旦過去のやつを廃止して、新たなに組み直して将来負担を明示すべきだと思うんですが、あのう、町の認識としては、あのう、償、あのう、利子補給金の返還については全て、あのう、事務手続きもあつたし、その違法性もなく正しい、継続してやるっていう、ただ金額だけを変えるということの認識だと思うんですけど、それが全く予算上今回出てない理由はなぜなのか、その3点についてお願いします。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** 番外。

●**議長(松本正)** はい、企画財政課長。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** まず、あのう、1点目のお尋ねでございます。あのう、会社からの返還

金を、あのう、計、今回補正予算に計上してないことについてでございますが、ええと今回、あのう、歳入としては、あのう、雑入の方で、あのう、受けるということで、あのう、補正予算の方にはあげておりません。雑入全体として考えてということで、あのう、特に計上はしておりません。また、あのう、次の機会をもって、あのう、計上して行きたいと思います。それから債務負担行為の考え方でございますが、あのう、予算の単年度主義の中で、あのう、債務負担行為の設定につきましても、あのう、その年度で設定したものについては、あのう、後年度において補正という制度は今のところございません。すいません、あのう、歳、ええっと、歳出の方で、あのう、減額補正しなかったことについても、あのう、次回というか、あのう、これから先の補正の中で、あのう、確定した後、あのう、補正したいと考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 1番。

●議長(松本正) はい、1番議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、歳入も歳出も確定されているのであれば載せられるべきじゃあないのかなという思いと、あのう、現実、事務上歳入も増えるものであるし、支出、歳出も減る方だから補正はしなくても大丈夫、あのう、しなくても、あのう、受け入れも払い出しもできるのは事実で分かります。で、執行部と議会との間で補正に関して、あのう、大幅な増額、大幅な減額についてはきちんとするという申し合わせはないんだと思います。あのう、基本的には分かった時点で全て、あのう、金額が多かろうが少なかろうが全て補正をされてきたんだと思います。それは、あのう、まあ、歳入歳出を調整をとるために全て分かる金額を明示して足りない分、増える部分は財政調整基金で補正を組まれとるんだと思います。で、今回特に歳入の278万5千、まあ、約5、278万5千円というのは比較的大きいですし、その学校給食費で新たに入る分よりも金額が大きいのに抜けている。で、あのう、沢山あって毎回毎回細かいのを全部出すのは大変だっていうのであれば、その例えば2割以上の増減であれば載せる載せないっていう約束があれば今回載せ、載せてませんっていうのなら分かるんですけど、確定しているのであれば本来はきちんとされるべきであると思いますし、次回にということとは、まだその事務手続き上何か問題があるのかっていうことにもなる、なると思いますが、その今回それでも載せなくて次回に回さなければいけない理由があるのか。それと、あのう、債務負担行為については確かにその事務手続き上補正はできないっていうことであれば、その将来負担が変わったという事実、その予算書ではこういう金額が載っているけど実際はこれほどいらぬよっていうのはどのように、その示す方法がその、あのう、示す。何らかの方法で示さないとならないんだだけ、ですけど、それはどうやってその情報として提供されるのか。その2点お願いします。

●議長(松本正) ここで、暫時休憩いたします。

—— 午前10時12分 休憩 ——

—— 午前10時15分 再開 ——

●議長(松本正) それでは再開いたします。

●企画財政課長(沖幹雄) 番外。

●議長(松本正) はい、企画財政課長。

●企画財政課長(沖幹雄) まず最初に、あのう、雑入の方のお尋ねでございますが、あのう、今回予算調整しておりませんで、あのう、今後、あのう、確定して載せて行きたいと考えております。それから、あのう、歳出の方でございますが、まだ、あのう、補助金等確定しておりませんので、あのう、今回は補正にあげておりません。これも、あのう、確定した段階では補正をして行きたい

と思います。また、あのう、ほかの件でも、あのう、増減等考えられまして、あのう、補正はいたしておりません。

●大屋議員(大屋光宏) 1番。

●議長(松本正) はい、1番議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、今までの説明。この件に関しては全て事務的に終了したっていうことで説明を受けたんだと思います。だから収入の確定さして、もう既に受け入れを初めている。で、支出に関しても資金を借り換えられてるから、明らかに今年度分は金額が違うんだと思います。で、確定しているしていないも借りた金額に対して利子補給金を払うもんで、その正確にはその繰上があれば変更がありますけど、その当初の金額は、あのう、誤った金額であったである。あのう、見積もり金額で、こう大体この金額それが変わるっていう意味じゃあなくて明らかに考え方が違って誤った金額を載せられているんだから今分かる、その正しい金額を載せられるべきだと思います。で、あのう、最終的に、あのう、今回の件は特にそうなんですけど予算書に載せられない以上を、予算を伴うものであっても、その住民に知らせる機会、議員に知ってもらう機会というのは実際無いんだと思います。判断を仰ごぐ、仰ぐ機会も無い。で、まちづくり基本条例であるとか情報公開という意味であれば、ことが分かった時点で速やかに、その補正予算に載せて、で、議会の判断を仰ぐべきなんだと思います。で、まあ、この間の説明に関して皆さんがなっと、議員全員が納得しているかどうか、判断がどうかという、ただ説明を受けただけであって、それに対して良い悪いっていう機会は無かったです。で、予算に載っていればこれで良いです悪いですっていう、賛成するか反対するか皆さんの意見というのが分かるんだと思います。で、この、今回、あのう、載っている載っていない云々じゃなくて、やり方がどうだったのか。で、ここで載せずにそのまま9月補正に載せられると、まあ、全て済んだことが載っただけであって、その返すやり方がどうだったっていう判断は一切仰ぐ場が無いんだと思います。で、このあたりのことに関して、町長なり副町長のちょっと見解を聞きたいんですが最後に、そこをお願いします。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(松本正) はい、副町長。

●桑野副町長(桑野修) まず、まず債務負担でございますけれども、その異動があったところの表示の部分でございますが、これは説明の分析資料等、そのたびに予算書に付けておりますけれども、その中で異動、あのう、今年度の支出額、前年までに支出額済額、それから将来的に渡っていくらあるといった。これは当初予算でもお示しをし、補正の度にそれがもし異動があれば表示して皆さま方にお知らせをすることになっております。債務負担はそういうところ以外では中々その皆さん方に理解と言いますか、見ていただくところが無いというのが現実であります。結局、まあ、言われますようにその債務負担というのは現年化されて予算上で初めて執行されるということで債務負担の総額については、あのう、その歳出予算の中には表示されない部分であります。そういうことで、あのう、債務負担の行為についての年限、期間内のものについては資料の方でご覧をいただくこととなります。

●議長(松本正) 他には、ございませんか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) はい。

●議長(松本正) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議案、議案書の、あのう、5ページの債務負担行為の表のことでお伺いしたいと思います。あのう、これは、あのう、3月議会等で大屋議員からも質問があったスパーL

資金等についての利子補給について、まあ、これまでチャンとあがってなかったということで計上されたものですが、聞きたい点はこの385万6千円というのは、何件かの合計だと思うんですが、何件で、あのう、それ、まあ、一緒にしてありますけれども具体的に、その何件が何年から何年で、で、いくらなんですかっていうことがはっきりできないのかどうか。それから、まあ、このスーパーL資金の経営基盤強化資金の利子補給の補助の割合ですね、あのう、は邑南町の交付要綱でちょっと、まあ、私、確認していませんので、まあ、10分の1なのかそれともどうなのかというところについて、それから昨日、一昨日も話がありましたが、このスーパーL資金を繰上償還されたりした場合に、あのう、まあ、例えば他の資金に借り換えした場合にですね、当然繰上償還があったりした場合だとか利率が、借り換えして利率が変わった、同じスーパーLでもその時期ごとに切り換えして利率が変わったとかいう場合には、これが変更がありうるのかどうか。で、これはスーパーL資金の利子補給というふうに事項が書いてありますが、これはだからほかの資金に変わったときはどういう扱いになるのか、その4点をちょっとお伺いします。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** 番外。

●**議長(松本正)** はい、企画財政課長。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** まず、あのう、農業経営基盤強化資金利子補給金として債務負担行為の方へ案をあげております、あのう、内容でございますが、あのう、10、全部で14件ございます。で、あのう、ただし、あのう、重複されとるものがありまして人でいうと実質7名の方でございます。で、債務負担の合計は、あのう、まあ、予算書にあります、385万5千678円。これを丸めまして3千、385万6千円で債務負担行為を設定しております。これに対しましては、あのう、県からの補助もいただいて、そ、それを町から、あのう、合わせて補助するというような恰好をとっております。補助率については、率の方は後ほど、あのう、説明させていただきます。それから、あのう、繰上償還につきましては、あのう、利子補給については、の、あのう、補給金でございますので、あのう、その時点で切れるというふうに思います。切れ、切れ、切れ、切れ。すみません。借り換えした場合にも、あのう、切れます。以上です。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(松本正)** はい、農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 利子補給率につきましては年度によっていろいろ変わっております。一番安い年度でありますと0.135%、それから平成の9年あたりになりますと0.25%ということになっておりまして、あのう、各年度バラバラでございます。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 14番。

●**議長(松本正)** はい、14番。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 何百件もあるんかと思いましたが、せいぜい14件ぐらいなら全部その利率と条件というのをきちっと書くということはできないんですか。こういうように丸め、丸めてやっしまえば、あのう、そういう形でできるんですか。本、本来その議案の提案の仕方としてというのが一点お伺いしたいのと、まあ、あのう、一昨日の議論でもありますが、このスーパーLの場合は当然借り換えだとか繰上償還された時点で利子補給金なので、その時点で切れるということだと思います。当然、それは事項が変更になるからですね。あのう、農業経営基盤強化資金利子補給金というその資金面も含めてそれが無く、無くなっちゃうから、あのう、もし違うのであれば新規の債務負担行為を建てていかなきゃあいきません。そういう意味では、あのう、いわみファームの分については全く資金名が変わってしまってるんですよ。これについてはもうこれで切れます

と、終わりましたということは言って、いわみファームは継続していると考えられますというふう  
に言われるのは、どこに根拠があるんですか。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** 番外。

●**議長(松本正)** はい、企画財政課長。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** まず一点目の、あのう、明細についてでございます。あのう、これにつ  
きましては、あのう、内容的なものについてはですね、あのう、予算書としてはまとめて載せてお  
りますが、あのう、内容については、あのう、資料として、あのう、見ていただくことは可能と思  
います。ただ、あのう、守秘義務等の個人名等ありますので、あると思いますけども資料としては、  
あのう、可能、可能です。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(松本正)** 農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 繰上償還した場合等の利子補給の停止ですけれども、これは、あの  
う、島根県農業経営基盤強化資金利子補給事業という、まあ、制度名がございしますが、ここに、あ  
のう、繰上償還あるいは借り換えをした場合は、それ以降の利子は発生しないという考え方から、  
あのう、補助しないと、利子補給しないということになっておりますが、いわみファームの場合は、  
あのう、補助金として3千300万円プラス利息を補助するんだという7年の、相当額を補助する  
んだというふうに平成7年の石見町議会で議決をされたものというふうに理解しておりますので、  
この利子補給の制度といわみファームへの補助の制度というのは私は根本的に違うと思います。ま  
あ、まあ、同じ、あのう、見解、そういう見解です。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 14番。

●**議長(松本正)** はい、14番。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** あのう、企画財政課長なんかも、あのう、何度も答弁されてますが、当  
然債務負担行為はその年度で決定したらそのもの自身は、あのう、過年度にはもう変えることはで  
きません。と、中身を勝手にですね。ただ例えば、あのう、ある意味では支払ますよという約束だ  
けなんであって、あのう、まあ、扱いとしては義務費になってきますけど、それでもそれを例えば、  
あのう、いろいろな形で歳出予算による、運用による変更だとか、新規の債務負担行為の設定とか、  
やっぱりそういうことはできるんですよ。で、それは限度、限度内の中であれば当然期間も短く  
することも、繰上償還という形でしてしまえばもう、あのう、なりますし、します。で、一番問題  
なのは、その事項の変更っていうのは絶対できないんですよ。これは決まってるんですよ。事項  
を変更してしまえば、もうこれは新規の債務負担行為を組まなきゃいけないわけです。ですから  
平成7年にいくら債務負担行為で決定してても、その新規になってしまったらその時点で前の債務  
負担行為を廃止して新規のもの、ものを借り換えされたときに作ってないと今のずっと補助してい  
く根拠というのは成立しないんじゃないかと思うんです。で、そのへんことは、まあ、今後また、  
あのう、議運なりでいろいろ議論されると思いますが、まあ、いわば繰上償還すればもうその時点  
で切れるということも一方じゃああるし、一方じゃあそうしとっててもまだ払、払い続けるという問  
題もあるしという。そのへんがやっぱりどうしても住民には理解できないのかなあというふうに思  
いますので、あのう、この点についてはもっと検討していただきたいと思います。で、資料として  
は、あのう、必ず提出してください。で、個人名は別にいら、いらないので、あのう、です。例え  
ば、あのう、スーパーL資金で制度資金というのは二つ一緒にはかれ、借りれないんですよ、  
制度資金は。だからこの、このたびは牛舎で借りました。このたびは堆肥舎で借りましたとあって

いうことになってくるんです。で、そういう意味では14件で重複は、で7件とかいう、いう形で言われてますけど、それはちゃんと出して、あのう、して行くということをしなきゃあいかなと思うんです。で、あのう、ほかの例えば、あのう、おおなん福祉会なんかでも、あのう、特別養護老人ホームの建物にとか、あのう、こう全部具体的に書いてあるわけでしょう。事項のところに償還金の応援ということで、ですからちょっとこういう出し方だと納得できないなというふうに思っています。あのう、実務的には丸めるっていうのは楽なんかもしれんけどちょっとなんかよく分からない。ほんとにこの方法が正しいのかどうか、再度研究してほしいと思います。

- 沖企画財政課長(沖幹雄)** 番外。
- 議長(松本正)** はい、企画財政課長。
- 沖企画財政課長(沖幹雄)** 明細の点については、あのう、おっしゃるように対処して行きたいと思えます。提出、提出いたします。
- 議長(松本正)** ほかに、ございませんか。
- 山中議員(山中康樹)** 12番。
- 議長(松本正)** 12番。
- 山中議員(山中康樹)** 1番議員の関連質問でございますが、財政課長にお伺いいたしますが、財政課長はただいまの雑入につきましては今は預かり金として会計関連がもつとるという、まあ、ことごとでございますが、今2回、3回の内の2回と、後1回が最後は6月30日でしたか資料によりますと。それで確定という言葉でございましたが何を見て確定とされるわけでございますでしょうか。
- 沖企画財政課長(沖幹雄)** 番外。
- 議長(松本正)** 企画財政課長。
- 沖企画財政課長(沖幹雄)** 会社からのお金について、まあ、預かり金ということではなくて、あのう、収入で、あのう、3回の内の2回分を、あのう、確実に受けております。あのう、確定ということでございますが、これについて、あのう、もう一回残っておりますので、あのう、その収入があってから、あのう、補正予算で対応したいと思います。
- 山中議員(山中康樹)** 12番。
- 議長(松本正)** 12番議員。
- 山中議員(山中康樹)** ということは、あのう、先方と、あのう、契約か、されました3回の金額。これが全額入った段階が確定という、あのう、解釈を財政課の方、課長はされとるということでございますでしょうか。その金額だけで確定と。
- 沖企画財政課長(沖幹雄)** 番外。
- 議長(松本正)** はい、企画財政課長。
- 沖企画財政課長(沖幹雄)** そのように考えます。
- 山中議員(山中康樹)** 12番。
- 議長(松本正)** 12番議員。
- 山中議員(山中康樹)** これは、あのう、全協ではでだったんか。その金額につきましては、だったらその間の、まあ、利子とかこういうものはどうするかとか、もろもろのことが質問として出てると聞いてますが、そういうようなところの整理というものも、あのう、全部されたうちで金額だけのことで確定ということで、あのう、ございましょうか。これで、再度お伺いします。
- 沖企画財政課長(沖幹雄)** 番外。
- 議長(松本正)** はい、企画財政課長。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** この件につきましては、あのう、金額ということですが、あのう、入った時点で、あのう、今、あのう、どう言いますか今考えている額で、あのう、確定としたいと思います。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(松本正)** はい、農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 先ほど出ました利息という話につきましては、全員協議会でもお話をいたしましたように、これは我々は会社の方に瑕疵があるとは考えておりませんので利息を取るという思いはございません。それから、あのう、本来は補正予算等を出す場合は、あのう、原課の方から財政企画課の方に予算要求をするのが本来でありまして、まあ、今回の場合も額が、まあ、確定したのかしてないのかという議論はありますけれども、あのう、私の方から予算要求するのが筋でございます。ただ、まあ、今回は事案が事案でございますので私どもは6月30日に100%入ったのを確認して予算要求をしたいというふうに考えております。

●**議長(松本正)** はい、ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、議案第75号の質疑を終わります。ここで休憩をいたします。再開は10時45分といたします。

—— 午前10時37分 休憩 ——

—— 午前10時46分 再開 ——

●**議長(松本正)** 再開をいたします。続きまして、議案第76号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、議案第76号の質疑を終わります。続きまして、議案第77号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、議案第77号の質疑を終わります。続きまして、議案第78号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、議案第78号の質疑を終わります。続きまして、議案第79号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただき、いただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、議案第79号の質疑を終わります。続きまして、議案第80号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(松本正)** 無いようですので、議案第80号の質疑を終わります。以上で、質疑第65号から、議案第65号から議案第80号までの質疑はすべて終了いたしました。



### 散会宣告

- 議長(松本正) 以上で本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。ご苦勞様でございました。

—— 午前10時49分 散会 ——